

事業者
受講希望者様

(石川労働局長登録教習機関)
(一社)七尾労働基準協会

七尾会場

小型移動式クレーン運転技能講習 開催のご案内

【資格を取って安心作業!】

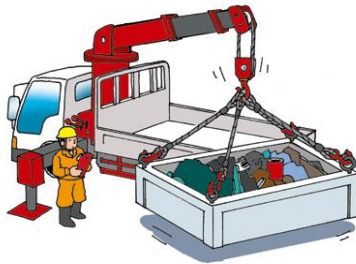
労働安全衛生法では、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務は、事業経営者や労働者などのお立場に区別なく、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ、運転操作が出来ないことになっています。

資格が必要な方は、知識不足などにより重大な災害発生とならないよう、この機会に受講願います。この講習会は七尾では年に3回(6・9・10月)予定しています。

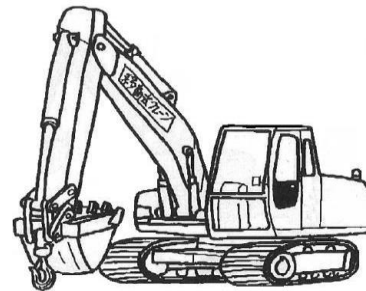
【適用罰則：労働安全衛生法第109条→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

移動式クレーン仕様の建設重機にて荷をつり上げる場合もこの運転資格が必要です!

記



- ◆積載形移動式クレーン(ユニック等)
- ◆トラッククレーンも吊り上げ能力4.9トンまで可です



- ◆移動式クレーン仕様のコンボやバックホウ
- 吊り上げ能力5トン未満です

1 実施月日・会場

(学科2日・実技1日の3日間講習です)

学科	6月4日(火) 8:50~17:15 6月5日(水) 8:50~18:15	ワークパル七尾 【シルバー人材センター】 (七尾市小島町西部1番3)
実技	6月10日(月) 7:50~16:00	七尾市内 (学科初日詳細にご案内)

2 受講資格 18才以上の者 (個人の申込みも可です)

※体調不良の方はご遠慮願います。

3 定員 30名 ※申込み順により定員になり次第締め切らせていただきます。

※申込期日(5/23)までに受講希望者が10名未満の場合は中止となります。中止となった場合は5月24日に申込者に連絡いたします。

以上、ご了承のうえお申込み願います。

